

## 国立大学法人静岡大学大学院工学領域テニュアトラック審査委員会細則

(平成 26 年 1 月 23 日 題名改正)

(平成 28 年 12 月 22 日 題名改正)

(平成 31 年 2 月 21 日 改正)

(令和 3 年 4 月 22 日 改正)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人静岡大学テニュアトラック制に関する規則（以下「規則」という。）第 7 条第 2 項に基づき、国立大学法人静岡大学大学院工学領域テニュアトラック審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審査事項)

第 2 条 審査委員会は次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) テニュアトラック教員の公募及び選考に関すること。
- (2) テニュアトラック教員の研究計画の達成状況に関すること。
- (3) テニュアトラック教員の中間評価及びテニュア審査に関すること。

2 審査委員会は、前項各号に規定する審査を行ったときは、速やかにその結果を大学院工学領域長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 審査委員会は 6 人をもって組織する。なお、委員のうち半数は、学外を含む大学院工学領域の構成員以外の者とする。

- 2 審査委員会委員は、テニュアトラック教員応募者の中に利害関係（現在及び過去の指導教員をいう。）のある者がいた場合には、委員を辞退するものとする。
- 3 前項により委員が辞退した場合は、速やかに後任を決定するものとする。

(委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(議事)

第 5 条 審査委員会の開催は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(雇用手続等)

第 6 条 テニュアトラック教員の公募は国際公募とし、審査委員会の審査を経た後、領域会議の議に基づき大学院工学領域長が行う。

- 2 テニュアトラック教員の雇用審査は、書類審査及び面接審査の 2 段階審査を行うものとし、静岡大学教員資格審査基準を準用する。

(研究計画の達成状況)

第 7 条 審査委員会は、原則として雇用後 1 年、2 年及び 4 年を経過する月に、研究計画書及び研究達成度評価シートにより、テニュアトラック教員の研究計画の達成状況の審査を行うものとする。

(中間評価及びテニユア審査)

第8条 テニユアトラック教員の中間評価及びテニユア審査は、別に定める国立大学法人静岡大学学術院工学領域テニユアトラック教員の中間評価及びテニユア審査の審査基準に基づき行うものとする。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年10月21日から実施する。

附 則

この細則は、平成23年11月24日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年1月23日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年12月22日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年2月21日から実施し、平成30年12月19日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月22日から実施し、令和3年4月1日から適用する。